

議案第 1 3 号

羽生市職員の失職の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条第 4 項に規定する職員の失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(失職の特例)

第 2 条 任命権者は、職員が過失による事故により禁錮以上の刑に処せられ、かつ、その刑の執行を猶予された場合は、情状により当該職員がその職を失わないものとすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明